

○ 文部科学省
厚生労働省 令第三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二号、第二十条第一号及び第二号、第二十一条第一号から第三号まで並びに第二十二条第一号及び第二号並びに保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項並びに第十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年^{文部省}厚生労働省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
------	-----	----

公衆衛生看護学	一八（二六）	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援		
公衆衛生看護活動展開論	一六（二四）	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護管理論		
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	四（三）	
臨地実習	五	
公衆衛生看護学実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習		
公衆衛生看護管理論実習	三	

合 計	三二 (二八)
-----	---------

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六（五）	

	<p>助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習</p>	<p>一〇 二 二 二 一 一 一</p>
<p>合 計</p>	<p>三一(三〇)</p>	<p>第三期終了より二時間までとする。 ・頭位単胎とし、分べん第一期から 扱う分べんは、正期産・経膈分べん の場合において、原則として、取り 人につき十回程度行わせること。こ 助産師又は医師の監督の下に学生一 実習中分べんの取扱いについては、</p>

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	一六

	健康支援と社会保障制度	六
専門分野	<p>基礎看護学</p> <p>地域・在宅看護論</p> <p>成人看護学</p> <p>老年看護学</p> <p>小児看護学</p> <p>母性看護学</p> <p>精神看護学</p> <p>看護の統合と実践</p> <p>臨地実習</p> <p>基礎看護学</p> <p>地域・在宅看護論</p> <p>成人看護学</p>	<p>一一</p> <p>六(四)</p> <p>六</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>二</p> <p>四</p>

合					
		老年看護学			
		小児看護学			
		母性看護学			
		精神看護学			
	看護の統合と実践				
計				一〇二(一〇〇)	
		二	二	二	二

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができらる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第

- 二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定に

より指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学

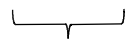
校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表三の二を次のように改める。

別表三の二（第四条関係）

			教 育 内 容	単 位 数
基礎分野	基礎看護学	科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	八
専門基礎分野	基礎看護学	科学的思考の基盤		
	地域・在宅看護論		一〇	四
	成人看護学			
専門分野	老年看護学			

小児看護学	三
母性看護学	三
精神看護学	三
看護の統合と実践	四
臨地実習	一六
基礎看護学	二
地域・在宅看護論	二
成人看護学	四
老年看護学	二
小児看護学	二
母性看護学	二
精神看護学	二
看護の統合と実践	二



二	二	二	二	四	二	二	一六	四	三	三	三
---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

合

計

六八

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている

歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。

別表三の三（第四条関係）

基礎分野	教育内容	単位数	
		高等学校	専攻科
科学的思考の基盤		六	一〇
	合計	一六	

	専門基礎分野	専門分野
人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習
	一七 <div style="text-align: center;">┌───┐</div>	一〇 一 一 一 二 一 八
	五九 <div style="text-align: center;">┌───┐</div>	一六 四 四 三 三 三 四 五 四
	一六 <div style="text-align: center;">┌───┐</div>	一六 四 四 四 四 四 六 六 一二

合 計							
	看護の統合と実践	精神看護学	母性看護学	小児看護学	老年看護学	成人看護学	地域・在宅看護論
							基礎看護学
三八					}		三
七〇	二	二	二	二	}		二
一〇八	二	二	二	二	}		三

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課

程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

三 臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四を次のように改める。

別表四（第五条関係）

		教 育 内 容	時 間 数
基礎分野		論理的思考の基盤	三五
		人間と生活・社会	三五
専門基礎分野		人体の仕組みと働き	一〇五
	栄養		三五

	専門分野
薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律	基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習
三五 一〇五 七〇	二一〇 七〇 二四五 七〇 三八五 七〇 七三五

合 計	精神看護	母子看護	老年看護	成人看護	基礎看護
	七〇	七〇	三八五		二一〇
一八九〇					

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三の二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。